

## 議案第 7 1 号

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「平成 1 4 年法律第 1 5 3 号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、同項第 1 号を次のように改める。

- （1） 公的個人認証法第 3 条第 1 項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は公的個人認証法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書

第 1 4 条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」を「公的個人認証法」に改め、「個人番号カードをいう。）」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。



能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）又は利用者操作用端末機（市長が設置する端末機であって、証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）を利用することにより、証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができるものとする。

能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）又は利用者操作用端末機（市長が設置する端末機であって、証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）を利用することにより、証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができるものとする。